

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本少第298号
令和6年3月11日
宮城県警察本部長

少年警察補導員活動要綱の一部改正について（通達）

少年警察補導員については、少年警察活動規程（平成14年宮城県警察本部訓令第29号）及び「少年警察補導員活動要綱の一部改正について（通達）」（令和5年7月7日付け宮本少第675号）に基づき運用しているところであるが、宮城県警察少年サポートセンター等運営要綱の制定に伴い、少年警察補導員活動要綱の一部を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

少年サポートセンターせんだい並びに宮城県警察少年補導・育成センター及びブロック少年補導・育成センターの改編に伴い、任務及び活動区域の規定の整備を行った。

2 施行期日

令和6年4月1日

別添

少年警察補導員活動要綱

1 趣旨

この要綱は、少年警察活動規程（平成14年宮城県警察本部訓令第29号。以下「規程」という。）第3条第5項に基づき、宮城県警察に置かれる少年警察補導員の運用、任務、活動の方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

少年警察補導員が行う少年の補導及び保護、非行少年の処遇等に関しては、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号）及び規程によるほか、この要綱の定めるところによる。

3 任務

少年警察補導員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 少年相談
- (2) 継続補導
- (3) 被害少年に対する継続的支援
- (4) 街頭補導
- (5) 触法少年及びぐ犯少年に係る事件（以下「触法・ぐ犯事件」という。）の調査
- (6) 不良行為少年事案の処理
- (7) 家出少年への対応
- (8) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応
- (9) 有害環境の浄化
- (10) 関係機関等との連携及び広報啓発
- (11) 規程第4条に規定する少年サポートセンターの活動
- (12) その他特に命ぜられた事項

4 活動区域

少年警察補導員の活動区域は、警察本部に勤務する少年警察補導員にあつては県下全域と、警察署に勤務する少年警察補導員にあつては所属する警察署の管轄区域及びブロック少年サポートセンターの活動範囲内とする。

なお、8の規定により応援要請を受けた場合には、当該応援先の警察署の管轄区域を含むものとする。

5 心構え

少年警察補導員は、任務の遂行に当たり、少年の特性についての深い知識及び少年の取扱いについての技術を十分に発揮できるよう努めるほか、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 少年警察補導員の使命及び職務を自覚し、少年の健全な育成を期する精神を持って当たること。
- (2) 少年の心理、生理その他の特性について深い理解を持って当たること。

- (3) 人格及び識見の向上に努め、少年その他関係者の尊敬及び信頼が得られるようにすること。
- (4) 職務の遂行に必要な専門的知識及び技能の向上に努めること。
- (5) 規律を重んじ、相互の融和及び協調を図ること。
- (6) 少年等と直接接触する活動に重点を置くこと。
- (7) 秘密の保持に努め、少年その他関係者が秘密の漏えいに不安を抱くことのないよう配慮すること。
- (8) 事件性を有すると思われる事案については、上司の指示を受けて、警察官と連携して対応すること。
- (9) 端正な服装、適切な言動等品位の保持に努めること。
- (10) 各種事故防止に努めること。

6 服装

少年警察補導員の服装は、少年警察補導員の服制に関する訓令（昭和54年宮城県警察本部訓令第11号）の定めるところによる。

7 手帳の携帯等

少年警察補導員は、その職務に従事するときは、警察手帳等の取扱いに関する訓令（昭和56年宮城県警察本部訓令第11号）第4条の少年警察補導員手帳を常に携帯し、必要があると認める場合には、これを提示しなければならない。

8 応援要請

(1) 警察署からの要請

警察署長（以下「署長」という。）は、少年警察活動上、他の警察署から少年警察補導員の応援が必要であると認めるときは、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）を経由して、派遣の要請をすることができる。

(2) 関係機関等からの要請

署長は、関係機関等から少年警察補導員の派遣の要請があった場合には、少年課長と協議するものとする。

9 活動要領

(1) 少年相談

少年相談を行うに当たっては、必要により、非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、次の事項に配慮し、家庭、学校、職場等と連携しながら、早期に問題が解消されるよう適切に対応すること。

ア 相手方の立場に立って、懇切を旨として対応すること。

イ 相談者及び関係者の秘密の保持に配慮すること。

(2) 継続補導

規程第22条に規定する継続補導の対象となる少年について、非行の防止上特に必要があると認められるときは、保護者等の同意を得た上で、次の事項に配慮し、当該問題が解消されるまで引き続き注意、助言、指導等を行うこと。

ア 招致及び面接指導に当たっては、少年、保護者等の生活に支障を及ぼさない

ように配慮すること。また、家庭に出向くことが適切であると認められる場合は、相手方の意向を十分に確認した上で、適宜実施すること。

イ 少年が非行等を行うに至った原因、動機、家庭環境、交友関係等を把握して行うこと。

ウ 必要により学校、職場等と緊密な連絡及び連携を図ること。

エ 事案の性質、内容等から判断して、警察官と連携して行うことが効果的であると認められるときは、上司の指示を受けて警察官と連携して対応すること。

(3) 被害少年に対する継続的支援

少年相談、事件処理等を通じて、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で、精神的打撃の克服等のため支援が必要と認められるものを把握したときは、当該少年に対し、保護者等の協力を得るとともに、必要により部内外の専門家の助言及び指導を受けながら、継続的なカウンセリング等を実施し、その立ち直りのための支援活動を行うこと。

なお、支援活動の目的は、被害少年が被った精神的打撃を軽減し、その健全な育成を図るものであることを理解し、補導と混同しないこと。

(4) 街頭補導

街頭補導は、非行少年等のい集又は非行が行われやすい場所又は時間を重点として行い、次の事項に配慮すること。

ア 少年警察補導員のみで行う場合は、複数人で活動することとし、夜間や危害を受けるおそれのある場所又は時間において実施する場合は、警察官を同道して行うこと。

イ 非行少年を発見した場合は、適切な現場措置を講じ、速やかに警察官に身柄の措置を引き継ぐこと。

ウ 安全確保の観点から、最寄りの交番又は駐在所との連絡体制の確保に努めること。

エ 警察官、少年警察ボランティア等と連携を図りながら効果的かつ計画的に実施すること。

オ 管理権を有する場所で街頭補導を行う場合には、事前に責任者、管理者等の承諾を得ること。

(5) 触法・ぐ犯事件の調査

触法・ぐ犯事件における調査に当たっては、規程第12条第1項の少年事件選別主任者又は同条第2項の少年事件選別補助者の指示を受け、少年の特性に配慮しながら調査等必要な措置を講じるとともに、当該事件に係る少年、その保護者等に対して再非行防止のために必要な注意又は助言を行うこと。ただし、触法・ぐ犯事件の調査については、規程第3条第2項の指定警察職員が行うものとする。

(6) 不良行為少年事案の処理

不良行為少年事案を取り扱うときは、当該行為に係る少年、その保護者等に対して、非行防止のために必要な注意又は助言を行うこと。

(7) 家出少年への対応

家出少年を発見したときは、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校又は職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、その原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を執ること。

(8) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応

要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じ、児童相談所に通告するほか、学校又は保健所を始めとする関係機関等と共にサポートチームを編成するなどして、少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行うこと。

(9) 有害環境の浄化

街頭補導、サイバーパトロール等の各種活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品又はサービスを提供する営業等の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者等に対する環境浄化のための指導又は協力依頼、関係機関への連絡又は通報等により有害環境の浄化を行うこと。

(10) 関係機関等との連携及び広報啓発

ア 関係機関等との連携

少年警察活動は、関係機関等の理解と協力を得て行うことが肝要であることから、学校を始めとする関係機関等と緊密な連携を図ること。

イ 広報啓発

少年の非行防止、少年の犯罪等による被害の防止、少年相談の利用の促進等を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、各地域における保護者の集い等、あらゆる機会を利用して効果的な広報啓発を行うこと。

(11) 少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターの活動については、別に定める。

(12) その他

この要綱に定めるもののほか、少年警察補導員の活動に関し必要な事項は、別に定める。

10 転用の抑制

少年警察補導員は、少年の特性についての深い知識及び少年の取扱いについての技術を生かせる少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的支援等の活動に従事すべき警察職員であることから、少年警察補導員の本来の活動以外の活動に従事させることは、やむを得ない場合を除き、極力抑制するものとする。

11 教養の実施

少年警察補導員がその職務を果たすためには、少年の特性についての深い理解及び少年の取扱いについての技術の習得が不可欠であることから、採用時における教養の充実を図るとともに、少年相談等における専門的カウンセリング技術及び問題解決能力を向上させるための部外教養を含む各種教養の実施に努めるものとする。

12 危害防止のための措置

少年警察補導員が継続補導等で少年及びその保護者等に接触する場合には、受傷事故を未然に防止するため、接触する場所及び時間、活動方法等を十分に検討するとともに、警察官の同道、複数人による対応等危害防止のための措置を執るものとする。